

都市計画税の用途について

1 概要

都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

2 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予 算 科 目			内 容	予算額
1款 市税	5項 都市計画税	1目 都市計画税	現年課税分	631,986
			滞納繰越分	4,851
計				636,837

歳出

(単位：千円)

予 算 科 目			事 業	事業費	財源内訳				地方交付 税算入分	都市計画税 充 当 可 能 経 費
					国県支出金	地方債	その他	一般財源		
8款 土木費	4項 都 市 計画費	2目 都 市 整備費	都市計画道路整備事業 (江南通線)	11,671	2,025			9,646		9,646
	6項 下水道 費	1目 下水道 費	下水道事業会計繰出 事業	488,060				488,060		488,060
12款 公債費	1項 公債費	1目 公債費	市債償還事業 (市街化区域内の都市 計画事業に係る元利償 還費)	203,580				203,580	42,779	160,801
計				703,311	2,025			701,286	42,779	658,507